

財政計画

1. 「財政計画」に対する基本的な考え方

財政計画は、第三次千曲市総合計画の着実な推進を補完するとともに、健全な財政運営を図るため、中期的視点に立った収支見通しを推計したものです。今後、生産年齢人口の減少により税収の大幅な伸びが見込めない一方で、社会保障経費や公共施設の老朽化対策費など、増加が避けられない経費への対応が求められ、さらに厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

このため、将来にわたって安定的な財政運営を可能としていくために、財政収支の見通しを明確にし、経常的な経費の抑制に努めるとともに、自主財源の確保や地域経済の活性化を図りながら自立した地方自治体を目指し、将来の行財政運営に支障が生じないよう財政改革を進めます。

【歳入】

- 市税は、現行制度を前提に、労働人口の減少や土地価格の変動などを見込みます。
- 地方交付税は、国が後年度に財源措置をとした地方債の元利償還金に係る交付税措置分などを考慮し、見込みます。
- 地方債は、普通建設事業に充当する普通債と臨時財政対策債を見込みます。

【歳出】

- 人件費は、職員数は一定とし必要額を見込みます。
 - 扶助費は、少子高齢化の進展による社会保障関係経費が年々増加していることから、施策の見直しや人口推計値などを考慮し、見込みます。
 - 公債費は、既に借り入れた地方債の償還予定額と、今後計画されている事業に基づく新たな借りに伴う償還額を見込みます。
 - 物件費は、行政改革による事務事業の見直しなど業務の効率化を図り継続的に経費削減を進めます。
 - 補助費等は、市民と行政の役割分担の見直し、給付水準の適正化を図り支出額を抑制します。
 - 繰出金は、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の特別会計への繰出金の増加を見込みます。
 - 投資的経費は、事業費の総額抑制を基調としますが、新たな財源確保につながる事業など総合計画に基づいた事業を進めるための経費を確保します。
- なお、個別施設計画に基づき公共施設の統廃合や長寿命化に係る経費を見込みます。

2. 財政計画で見込んだ主な「投資的事業」

<実施計画(令和4年度～令和8年度)計上事業>

款	項	事業名
2.総務費	1.総務管理費	地域防災拠点整備事業費 運輸通信対策事業費 防災対策事業費
3.民生費	2.児童福祉費	保育所施設整備事業費
6.農林水産業費	1.農地費	団体営土地改良事業費 市単農道・用排水路整備事業費
	2.林業費	松くい虫防除対策事業費 林道管理事業費
7.商工費	1.商工費	観光施設管理事業費
8.土木費	2.道路橋梁費	市道新設改良事業費（国庫補助） 市道新設改良事業費（市単）
	3.河川費	下排水路整備事業費
	4.都市計画費	都市計画策定事業費 街路整備事業費 都市下水路管理事業費 公園整備事業費 スマート IC 整備事業費
9.消防費	1.消防費	消防水利整備事業費
10.教育費	1.教育総務費	情報教育センター運営事業費
	3.小学校費	情報教育施設整備事業費（小学校）
	4.中学校費	情報教育施設整備事業費（中学校）
	5.社会教育費	松田家資料整備事業費 名勝娵捨整備事業費 文化会館施設整備事業費

※本表に計上した各事業については、財政計画を作成するにあたり見込んだ事業であり、今後、毎年度事業の見直しや修正のローリングを行いますので、基本計画期間内に実施することが決定したものではありません。

令和4～8年度 財政計画(普通会計)

【歳入】

(単位：百万円)

区分 \ 年度	R4	R5	R6	R7	R8
地方税	7,268	7,458	7,308	7,320	7,349
地方譲与税	199	199	199	199	199
各種交付金	1,612	1,612	1,612	1,612	1,612
地方交付税	7,031	7,526	7,823	7,847	7,658
分担金及び負担金	124	151	151	151	151
使用料及び手数料	317	421	421	421	421
国県支出金	4,444	4,281	4,170	4,427	4,717
繰入金	762	864	634	260	279
地方債	2,310	2,502	1,899	1,965	2,064
諸収入・その他	2,023	2,010	2,010	2,010	2,106
歳入合計	26,090	27,024	26,227	26,212	26,556

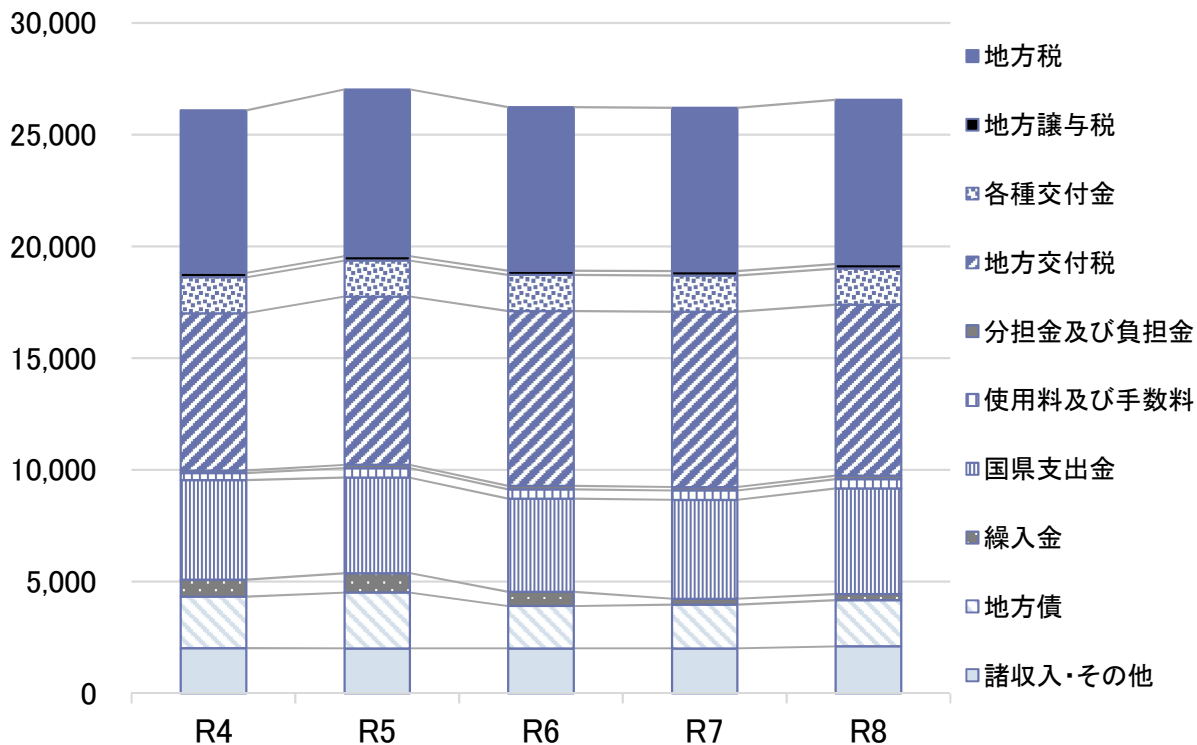
【歳出】

(単位：百万円)

区分 \ 年度	R4	R5	R6	R7	R8
人件費	4,550	4,115	4,353	4,142	4,406
扶助費	4,040	4,150	4,260	4,370	4,480
公債費	3,088	3,648	3,780	3,802	3,485
物件費	3,806	3,346	3,313	3,279	3,247
維持補修費	174	199	199	199	199
補助費等	4,554	4,504	4,635	4,468	4,397
繰出金	2,008	2,049	2,090	2,131	2,172
積立金	422	250	250	442	346
投資・出資・貸付金	918	918	918	918	918
投資的経費	2,530	3,845	2,429	2,461	2,906
歳出合計	26,090	27,024	26,227	26,212	26,556

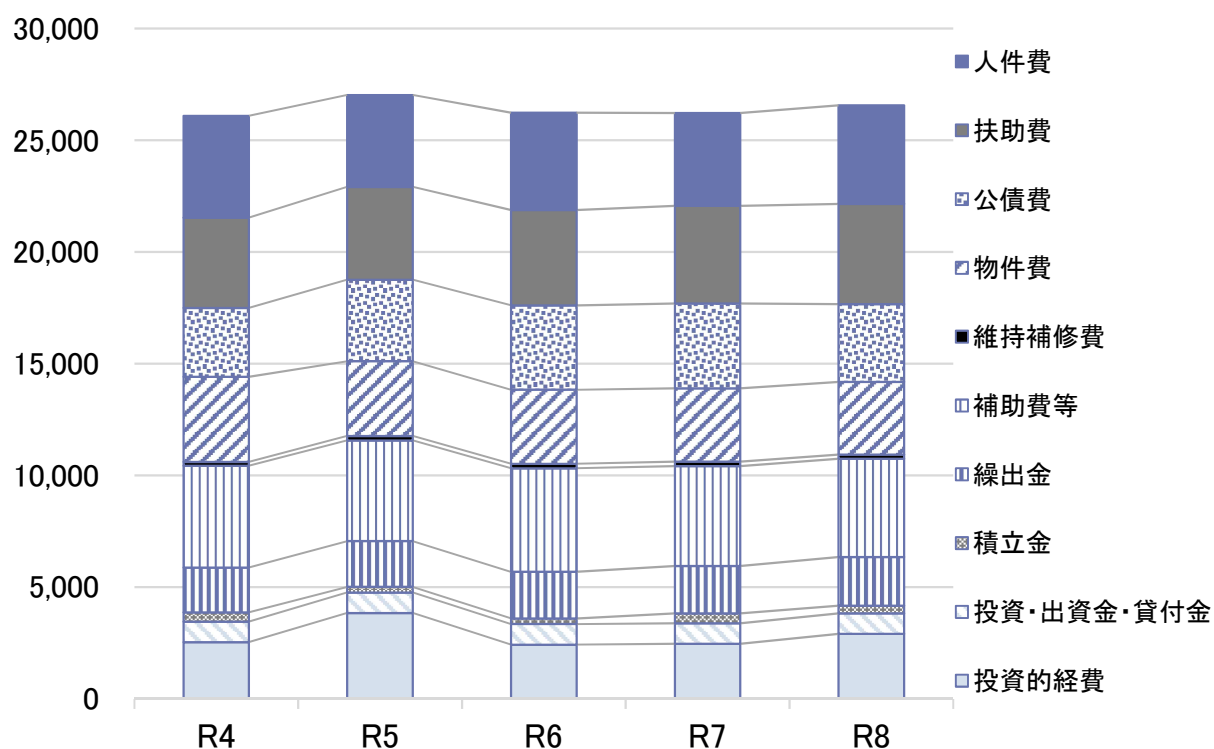
【歳入の推移】

(単位：百万円)



【歳出の推移】

(単位：百万円)



〔用語の解説〕

※ 自主財源

歳入のうち市税、分担金及び負担金、使用料、財産収入など、地方公共団体が自主的に収入できる財源で、自主財源が多いほど行政活動の自主性と安定性が確保されます。

※ 特定財源

国、県の補助金や地方債、受益者負担金、寄付金などで財源の使い途が決められているものです。

※ 地方譲与税

国が国税として徴収し地方に譲与する税です。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

※ 各種交付金

国や県が徴収した税を一定の基準により地方公共団体に交付するものです。利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金などがあります。

※ 地方交付税

地方財源の均衡化と地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合を地方公共団体に交付する税です。

地方交付税には、普通交付税と災害など特別の事情に応じて交付する特別交付税があります。

※ 国、県支出金

国や県の経費負担区分、補助割合に基づき市町村に対して支出する負担金、委託金、特定施策の奨励又は財政援助の補助金などです。

※ 繰入金

財源調整や特定の目的のために積み立てられた基金を取りくずし運用するもの及び他の会計から収入となるものです。

※ 地方債

道路や公共施設の整備等の資金調達のために長期に金銭を借り入れることによって負担する債務です。

※ 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び市の福祉施策等によって支給する各種の援護費や慰労金などです。

※ 公債費

市が借り入れた地方債の元金及び利子の償還費用です。

※ 物件費

市の経費のうち、消費的性質を持つ経費です。賃金、旅費、交際費、需用費、備品購入費、委託料などがあります。

※ 補助費等

団体や民間に対して、行政上の目的や奨励、また育成などのために交付される補助金や負担金、交付金等で、広域行政（一部事務組合等）負担金もこれにあたります。

※ 繰出金

一般会計から特別会計に支出する経費です。（特別会計は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計などがあります。）

※ 投資的経費

道路、橋梁、学校、福祉施設等公共用施設の建設を行うなど、社会資本整備に要する費用です。